三　輸送方法
　船積貨物又は航空貨物として輸入されたものであること。
四　生産地における検査及び証明
　㈠　ペルー植物防疫機関により検査され、かつ、その検査の結果、検疫有害動植物が付着していないことを認め、又は信ずる旨記載されているペルー植物防疫機関が発行した植物検疫証明書が添付してあるものであること。
　㈡　㈠の植物検疫証明書には、次に掲げる事項が特記されていること。
　　ア　チチュウカイミバエに侵されていないものであること。
　　イ　指定生産地域で生産されたものであること。
　　ウ　六のこん包施設でこん包されたものであること。
五　植物防疫官による確認
　四の㈠の検査が的確に実施されていることが植物防疫官により確認されること。
六　こん包施設
　こん包施設は、ペルー植物防疫機関が検疫有害動植物について汚染防止措置が講じられているものとして指定した施設であること。
七　封印
　各こん包又は束ねたこん包には、ペルー植物防疫機関による封印がなされていること。
八　表示
　四の㈠の検査が行われた生果実の各こん包又は束ねたこん包には、輸出植物検疫が終了している旨及び仕向地が日本である旨の表示がなされていること。

○農林水産省告示第千五百十八号

　森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

　平成二十七年六月十五日

農林水産大臣　林　芳正

一　㈠　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　群馬県安中市（次の図に示す部分に限る。）
　㈡　保安林として指定された目的　水源の涵養
　㈢　変更後の指定施業要件
　　1　立木の伐採の方法
　　(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。
　　(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
　　(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
　　2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
二　㈠　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　群馬県安中市（国有林。次の図に示す部分に限る。）、安中市（次の図に示す部分に限る。）
　㈡　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
　㈢　変更後の指定施業要件
　　1　立木の伐採の方法
　　(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。
　　(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
　　(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
　　2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を群馬県庁及び安中市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百十九号

　森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

　平成二十七年六月十五日

農林水産大臣　林　芳正

一　㈠　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　群馬県安中市（国有林。次の図に示す部分に限る。）、安中市（次の図に示す部分に限る。）
　㈡　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
　㈢　変更後の指定施業要件
　　1　立木の伐採の方法
　　(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。
　　安中市（国有林。次の図に示す部分に限る。）、安中市（次の図に示す部分に限る。）
　　(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
　　(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
　　(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
　　2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
二　㈠　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　群馬県安中市（国有林。次の図に示す部分に限る。）、安中市（次の図に示す部分に限る。）
　㈡　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備
　㈢　変更後の指定施業要件
　　1　立木の伐採の方法
　　(1)　主伐は、択伐による。
　　(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
　　(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
　　2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を群馬県庁及び安中市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百二十号

　森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

　平成二十七年六月十五日

農林水産大臣　林　芳正

一　㈠　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　群馬県安中市（次の図に示す部分に限る。）
　㈡　保安林として指定された目的　水源の涵養
　㈢　変更後の指定施業要件
　　1　立木の伐採の方法
　　(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。
　　(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
　　(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
　　2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
二　㈠　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　群馬県安中市（国有林。次の図に示す部分に限る。）、安中市（次の図に示す部分に限る。）
　㈡　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
　㈢　変更後の指定施業要件
　　1　立木の伐採の方法
　　(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。
　　安中市（次の図に示す部分に限る。）
　　(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
　　(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
　　(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
　　2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
三　㈠　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　群馬県安中市（次の図に示す部分に限る。）
　㈡　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備
　㈢　変更後の指定施業要件
　　1　立木の伐採の方法
　　(1)　主伐は、択伐による。
　　(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
　　(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
　　2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を群馬県庁及び安中市役所に備え置いて縦覧に供する。）